

## 地域包括支援センターの機能強化

### 1 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援を一体的に実施する役割を担う中核機関である。

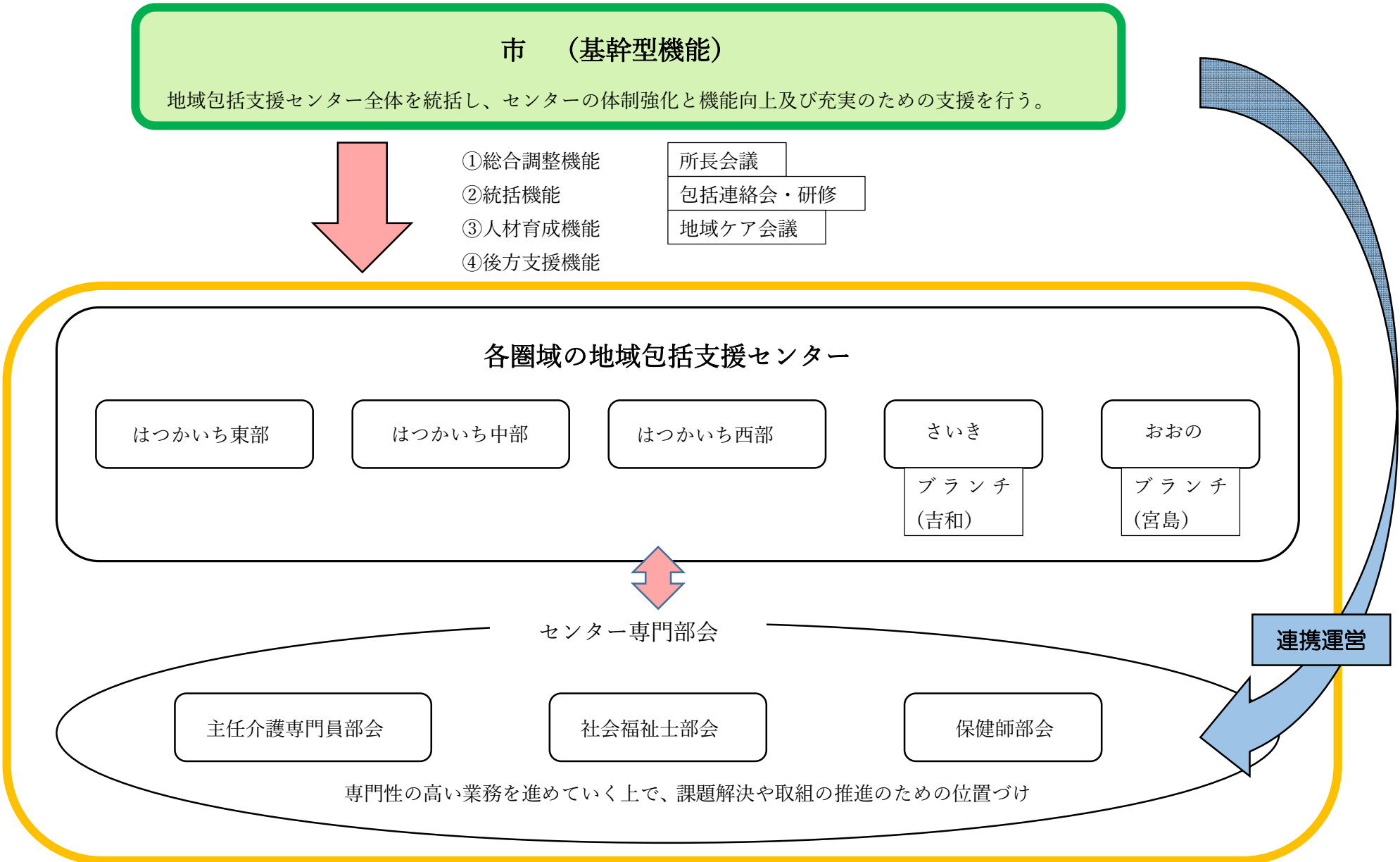
市内を7つの日常圏域に分け、平成18年4月にセンターはつかいち（廿日市地域）及びおおの（大野地域、宮島地域）、平成21年4月にセンターさいき（佐伯地域、吉和地域）を直営で設置し、相談支援、介護予防の推進、権利擁護等に関する支援を行っている。また、センターのない吉和地域、宮島地域にはブランチを設置し、相談支援業務を委託している。

令和4年度から、センターはつかいちを委託型も含め3つに増やし、5センター及び2つのブランチに拡充する。また市の内部に基幹型機能を設け、各センターの総合調整や後方支援を行い、機能を強化する。

| 業務名               | 基幹(市)     | 圏域の各センター | ブランチ | 備考                |
|-------------------|-----------|----------|------|-------------------|
| 総合相談支援事業          | ○         | ◎        | ◎    |                   |
| 権利擁護支援事業          | ○         | ◎        |      | 成年後見制度利用促進、虐待への対応 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント業務 | ○         | ◎        |      | ケアマネジャー支援、関係機関連携  |
| 介護予防ケアマネジメント業務    | ○         | ◎        |      | 総合事業サービス利用者の支援    |
| 指定介護予防支援事業        | ○         | ◎        |      | 介護予防給付サービス利用者の支援  |
| 各センターの支援、指導、総括    | ◎         |          |      |                   |
|                   | 【政策立案・実務】 | 【実務】     |      |                   |
| 医療と介護の連携          | ◎         | ○        |      |                   |
| 認知症施策の推進          | ◎         | ○        |      |                   |
| 地域ケア会議            | ◎         | ◎        |      |                   |
| 生活支援サービスの充実       | ○         | ○        |      |                   |
| 介護予防              | ◎         | ◎        |      |                   |

※◎は主担当、○は担当

2 地域包括支援センターの機能



### 3 市（基幹型機能）の具体的な役割

#### (1) 総合調整機能

各センターの円滑な運営のため、市（基幹型機能）がセンター間および関係機関等の連携の要となることで、共通認識、意思統一を図る。

○所長会議（1/月開催）

○専門部会

○包括連絡会

#### (2) 統括機能

センターの業務を総括し、より効果的・効率的な運営を行う。また、各圏域の地域課題を把握及び総括を行い、課題解決に向けて関係機関、市の関係部局との連携を図る。

○地域ケア会議

各包括の地域ケア会議の開催支援

自立支援型個別ケア会議の開催

地域共生専門部会への地域課題及び政策提案

○各センターへのヒアリング、報告等の作成

#### (3) 人材育成機能

職員の資質向上への取組を行う。

○介護支援専門員への事例検討・研修

○センター全体における研修

○各職種別研修等

#### (4) 後方支援機能

困難事例や緊急対応、虐待案件等、必要に応じて各センターの後方支援を行う。また、地域包括ケアシステムの推進と深化のため、地域関係者との連携強化への取組支援を行う。

## 4 各種会議等

### (1) 所長（センター長）会議

各センター長、市（基幹型機能）で構成される会議であり、各センターの共通課題についての検討や保険者からの情報提供などを目的に開催する。

### (2) 専門部会

専門性の高い業務の円滑な遂行や課題となっている事項の早急な検討・解決のため、専門職種ごとに部会を設けて対応する。

#### ① 主任介護専門員部会

- ・介護支援専門員の各種研修会
- ・ケアプラン検証
- ・自立支援型個別ケア会議
- ・介護予防・自立支援

#### ② 社会福祉士部会

- ・高齢者等の虐待防止
- ・成年後見制度の普及促進
- ・専門職の事例検討会・研修

#### ③ 保健師部会

- ・通いの場等での介護予防事業
- ・介護予防・自立支援・重度化防止
- ・在宅医療と介護の連携強化
- ・認知症施策の推進
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

※専門部会では、必要に応じ市や社会福祉協議会及び各種機関の専門職にも出席を依頼する。